

# 官報

号外 平成三年二月七日

ことは國民ひとしく慶賀にたえないところであ  
ります。  
ここに衆議院は國民を代表して謹んで慶祝の誠  
を表します。

名いたします。  
なお、予備委員笛川義君は、船田元君の予備委員といたします。

○第百三十二回  
國會衆議院會議錄 第九號

卷六

平成三年一月七日

第一 立太子の

第二 平成二年年度の水田農業確立助成補助金についての新規説及び法人説の偏倚

## 関する法律案(大蔵委員長提出)

○本日の会議に付した案件

**日程第一** 立太子の礼に当たり賀詞奉呈の件  
食事有道名香正念業貢の選舉

日程第二 平成二年度の水田農業確立助成補助

金についての所得税及び法人税に関する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(根内義雄君) 起立多数。よつて、そのと下に対し、賀詞を差し上げたいと存じます。その案文の起草は議長に一任せられたないと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(根内義雄君) 起立多数。よつて、そのとおり決しました。

おり決しました。  
つきましては、議長の手元において起草いたしました案文を朗読いたします。

天皇陛下にはきょうのよき日にあたり皇太子徳仁親王殿下の立太子の礼をあげさせられ、皇位継承者としての地位を内外に宣明されます。

平成二年一月七日 衆議院会議録第九号

立太子の礼に当  
に關する法律案

たり賀詞奉呈の件 各種委員の選挙 平

成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例

及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、一定の要件のもとに事業用固定資産の圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

なお、本案による国税の減収額は、平成二年度において約六億円と見込まれますので、内閣の意見を求めましたところ、耕作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ遠やかに御賛成あらんことをお願い申上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

出席国務大臣

大臣 大臣 橋本龍太郎君

理事 尾身 幸次君(理事平沼赳天君去る) 月十八日委員長就任につきその補欠

欠

大蔵委員会

理事 上田 卓三君(理事志賀一夫君去る) 月十八日委員長就任につきその補欠

欠

内閣委員会

理事 増岡 博之君(理事原田昇左右君去る) 月二十二日委員辞任につきその補欠

欠

理事 増岡 博之君(理事古賀正浩君去る) 日理事辞任につきその補欠

一、去る一月三十日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 上田 卓三君(理事志賀一夫君去る) 月十八日委員長就任につきその補欠

社会労働委員会

理事 遠藤 和良君(理事原沼次郎君去る) 二月十日委員辞任につきその補欠

理事 大石 正光君(理事遠藤武彦君去る) 月二十二日委員辞任につきその補欠

理事 谷垣 賢一君(理事植竹繁雄君去る) 二月二十九日委員辞任につきその補欠

理事 村上誠一郎君(理事高村正彦君去る) 月二十二日委員辞任につきその補欠

理事 虎島 和夫君(理事杉浦正健君去る) 二月二十九日委員辞任につきその補欠

理事 日笠 勝之君(理事宮地正介君去る) 月三十日理事辞任につきその補欠

理事 松浦 利尚君(理事村山富市君去る) 二月十八日委員辞任につきその補欠

予算委員会

理事 松浦 利尚君(理事村山富市君去る) 二月二十九日委員辞任につきその補欠

理事 柿澤 弘治君(理事林大幹君去る) 二月二十九日委員辞任につきその補欠

理事 高村 正彦君(理事井出正一君去る) 二月二十九日委員辞任につきその補欠

理事 鹿野 道彦君(理事宮下創平君去る) 月二十二日委員辞任につきその補欠

理事 大石 千八君(理事野田毅君去る) 月二十二日委員辞任につきその補欠

理事 五〇〇 亀井 静香君(理事宮下創平君去る) 月二十二日委員辞任につきその補欠

理事 五〇一 畑 英次郎君(理事宮下創平君去る) 月二十二日委員辞任につきその補欠

理事 五〇二 東家 嘉幸君(理事宮下創平君去る) 月二十二日委員辞任につきその補欠

理事 五〇三 大島 理森君(理事宮下創平君去る) 月二十二日委員辞任につきその補欠

理事 五〇四 丹羽 雄哉君(理事宮下創平君去る) 月二十二日委員辞任につきその補欠

理事 五〇五 堀山 邦夫君(理事宮下創平君去る) 月二十二日委員辞任につきその補欠

理事 五〇六 工藤 麻君(理事宮下創平君去る) 月二十二日委員辞任につきその補欠

商工委員会

理事 高村 正彦君(理事江口一雄君去る) 月二十九日委員辞任につきその補欠

理事 佐藤謙一郎君(理事江口一雄君去る) 月二十九日委員辞任につきその補欠

理事 増岡 博之君(理事原田昇左右君去る) 月十八日委員長就任につきその補欠

理事 増岡 博之君(理事原田昇左右君去る) 月十八日委員長就任につきその補欠

理事 逢沢 一郎君(理事奥田幹生君去る) 月十八日委員長就任につきその補欠

理事 増岡 博之君(理事原田昇左右君去る) 月十八日委員長就任につきその補欠

理事 増岡 博之君(理事原田昇左右君去る) 月十八日委員長就任につきその補欠

理事 額賀福志郎君(理事古賀正浩君去る) 日理事辞任につきその補欠

一、去る五日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 上田 卓三君(理事志賀一夫君去る) 月十八日委員長就任につきその補欠

理事 遠藤 和良君(理事原沼次郎君去る) 二月十日委員辞任につきその補欠

官 報 (号 外)

理事 石破茂君（理事伊吹文明君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠）

理事 加藤 卓二君（理事持永和見君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠）

理事 野呂 昭彦君（理事自見庄三郎君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠）

理事 柳沢 俊博君（理事岡島正之君去る十二月二十九日委員辞任につきその補欠）

理事 柳沢 伯夫君（理事森田一君去る一月十七日委員辞任につきその補欠）

理事 武部 勤君（理事龜井善之君去る一月十八日委員長就任につきその補欠）

欠)

環境委員会

理事 春田 雪昭君（理事草川昭三君去る五日理事辞任につきその補欠）

理事 片岡 武司君（理事持永和見君去る十八日委員長就任につきその補欠）

理事 小澤 漂君（理事鈴木恒夫君去る五日理事辞任につきその補欠）

理事 久間 章生君	（理事戸田三郎君去る五日理事辞任につきその補欠）
理事 馬場 昇君	（理事竹内猛君去る五日理事辞任につきその補欠）
農林水産委員会	
理事 金子徳之介君	（理事大原一三君去る一月十八日委員長就任につきその補欠）
理事 東 東一君	（理事宮里松正君（理事中川昭一君去る一月二十二日委員長就任につきその補欠）事辭任につきその補欠）
理事 一田 孝治君	（理事柳沢伯夫君（理事西中清君昨六日理事藤原房雄君（理事西中清君昨六日理事辞任につきその補欠）事辭任につきその補欠）事辭任につきその補欠）
遞信委員会	
理事 伏屋 修治君	（理事草野威君去る十一月十日委員辞任につきその補欠）
理事 原田 義昭君	（理事大野功統君去る十一月二十九日委員辞任につきその補欠）
理事 松浦 昭君	（理事井上喜一君去る十一月二十九日委員辞任につきその補欠）

(常任委員辞任及び補欠選任)	理事 川崎 二郎君 (理事鈴木恒夫君昨六日 理事辞任につきその補欠)
内閣委員	
辭任	補欠
大蔵委員	
文教委員	
辞任	補欠
科学技術委員	
議院運営委員	
辭任	補欠
山本 有二君	山本 有二君
鴻池 祥肇君	鴻池 祥肇君
戸塚 進也君	戸塚 進也君
佐田玄一郎君	愛野興一郎君
辞任	補欠
山本 有二君	山本 有二君
鴻池 祥肇君	鴻池 祥肇君
戸塚 進也君	佐田玄一郎君
議長	
常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
法務委員	
辭任	補欠
木島日出夫君	不破 哲三君
不破 哲三君	木島日出夫君

平成三年一月七日 衆議院会議録第九号 朗読を省略した議長の報告

官 報 (号 外)



官 報 (号 外)

### 国政調査承認要求書

- 二、中小企業に関する事項

三、資源エネルギーに関する事項

四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三年二月一日

商工委員長 奥田 幹生

衆議院議長 櫻内 義雄殿

常任委員長から提出した次の國政調査承認要求に対し、議長は去る五日いすれもこれを承認した。

國政調査承認要求書

- 国政調査承認要求書

  - 一、調査する事項
    - 一、厚生関係の基本施策に関する事項
    - 二、労働関係の基本施策に関する事項
    - 三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
    - 四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
  - 二、調査の目的右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
  - 三、調査の方法
  - 四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三年二月五日

社会労働委員長 浜田卓一郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

---

国政調査承認要求書

  - 一、調査する事項
    - 一、陸運に関する事項
    - 二、航空に関する事項
    - 三、港湾に関する事項

## 五、海上保安に関する事項

- 五、海上保安に関する事項

六、観光に関する事項

七、気象に関する事項

一、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため、

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聽取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

平成三年二月五日

運輸委員長 亀井 善之

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、環境保全の基本施策に関する事項

二、公害の防止に関する事項

三、自然環境の保護及び整備に関する事項

四、快適環境の創造に関する事項

五、公害健康被害救済に関する事項

六、公害紛争の処理に関する事項

一、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

### 三、調査の方法

- 三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三年二月五日

環境委員長 小杉 隆

衆議院議長 樺内 義雄殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要請に対し、議長は昨日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

平成三年一月七日 衆議院会議録第九号 朗読を省略した議長の報告

平成三年二月七日 衆議院会議録第九号 読説を省略した議長の報告 平成二年度の水田農業確立助成補助金について

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三年二月六日

農林水産委員長 大原 一三  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

法律案

右の議案を提出する。

大蔵委員長 平沼 趟夫  
提出者

金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

本案施行による減収見込額は、約六億円である。  
本案施行に要する経費  
提出する理由である。

## 国政調査承認要求書

## 一、調査する事項

## 一、通信行政に関する事項

## 二、郵政事業に関する事項

## 三、郵政監察に関する事項

## 四、電気通信に関する事項

## 五、電波監理及び放送に関する事項

## 二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

## 三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

## 四、調査の期間

本会期中  
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三年二月六日  
通信委員長 野中 広務  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成二年度の水田農業確立助成補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成二年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

## (法人税の特例)

この法律は、公布の日から施行する。  
この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。  
この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

## 附 則

平成二年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負